

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会(第7回)が開催される(こども家庭庁) 1
- ◆ 【ご案内】保育士・保育所支援センターをご利用ください！(こども家庭庁)..... 4

◆ こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会(第7回)が開催される(こども家庭庁)

3月12日、こども家庭庁所管の「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会（以下、保育専門委員会）（第7回）」が開催され、「あけぼの愛育保育園園長」の立場で委員として参画している北野久美副会長（全国保育士会 会長）が出席しました。

今回は、「保育の計画及び評価について」「保育所・認定こども園等における家庭・地域との連携・協働・支援の充実」を論点に議論が行われました。北野副会長からは、提示された資料に基づき以下の意見を述べました。

【保育の計画及び評価について】

※事務局要約

施設類型にかかわらず、子どもの就学前の教育・保育による育ちを保障するうえで、今回の論点に関して、さらなる整合性を図ることは大切である。

「カリキュラム・マネジメント」の考え方も今後、加わってくるということで、小学校との架け橋の視点でも大事な要点となってくると考える。

また、資料2頁の「保育所等における評価」の流れ等が図式化されているが、0～2歳児や特性のある子どもに対する個別計画のことも含まれていることを踏まえて、丁寧に説明して捉えていく必要がある。

「評価」について、資料1頁「改善・充実にむけた論点（案）」の4項目めは、おそらく「保育内容の評価」のことをさしており、続けて5項目めは「園の評価」をさしていると思われるが、自己評価ガイドラインにおいては、「保育内容の評価」と「保育の実施

運営の評価」の2つは関連したものとなっている。このことも踏まえて、資料上の記載内容（言葉）の整理が必要である。

今回の資料で、園の評価にあたっては、保育の振り返り等で「職員間の対話を土台に」とあるが、実際は対話する時間の捻出が非常に厳しい。ローテーションのある勤務時間のなかで、職員が一人ひとりの子どもあるいは自身の保育に対して、対話を行えるのは各園の工夫で成り立っている。ついては、「時間の確保」についても検討いただきたい。

最後の「記録」に関しては現在、業務の負担軽減としてICTの導入が促進されているが、ICT導入に要件があるために実態として導入にバラつきが発生している。「写真や動画、図」を使うにしてもICTを導入しなければ使うこともできない。そういった各園で記録を実施することの課題も検討いただきたい。

さらに、記録の「共有方法」に関して、5項目めに書かれている「外部関係者からの視点を取り入れる」ことにも関連するが、共有する相手に何を伝えるのかによって、記録内容の書き方などの工夫・整理が必要になってくる。「評価」することと、「外部に共有する」ことの観点ではまた、書き方が変わってくる。記録の何を、どのように共有していくのかの整理が必要である。

【保育所・認定こども園等における家庭・地域との連携・協働・支援の充実】

まず、表記の点について、冒頭に「保育所・認定こども園等」とあるが、文章中には「保育所」としか表記されていない箇所が散見される。「保育所等」などの表記にするなど、齟齬が生じないように揃えていただきたい。

資料2頁、上段の2項目めについては、「こども誰でも通園制度」の意義が発揮されていると感じている。当園では試行的事業として2年目となるが、この制度は利用する保護者と保育者が、双方向で子どもの育ちを支えていくことがねらいのなかにある。施設側は専門職の目で子どもの育ちを捉え、寄り添い、その姿について良かった点、気になる点も含めて、保護者に伝えることができ、保護者も前向きに受け止めてくれる。なかには専門機関との連携支援が必要であると伝えたと、すぐに受診につながるケースもあるなど、この制度を利用する保護者から保育所・認定こども園等が専門職として、子どもの発達を見てくれるというふうに期待されていることを実感する。こういった双方向の信頼関係が、資料にある「パートナー」のような関係ではないかと考える。

本来、こうした「パートナー」のような関係性がすべての子育て家庭と結ばれるべきだが、課題にもあるように、SNS等の偏った情報によって保護者から過熱した期待を寄せられたり、就労支援のみを目的として長時間保育を求められたりすることもある。子どもの育ちを支える“パートナー”であるためには、行政が園を伝える時もしくは入園の時から、保育所・認定こども園等が「乳幼児教育・保育の場所であること」「専門職によって子どもの発達を支えていること」の理解を、行政側から促していただきたい。保育所・認定こども園等は預かる場所ではなく、子どもとともに育てる場所であるということを保護者側にも理解いただき、保育者と保護者が双方向にリスペクトし合い、お互

いがもつ力を活かして、子どもの育ちに注力していくことが重要である。これが前提にないと、子どもの育ちを支える“パートナー”としての連携は取れない。

資料にもあるように、保護者に子どもの姿を共有することはどの園でも工夫している。ただ、課題にもあったように、保護者からの偏った情報や過熱した期待が寄せられることもあり、子どもの姿をいくら伝えても、保護者に理解いただくのに時間が必要になってしまう。認定こども園のように主幹保育教諭が選任必置化されているわけでもなく、職員配置も厳しい現状があり、また長時間保育のなかで職員をローテーション体制で回している現場では、そういったことも難しい実情がある。

上記のような課題があるため、もうひとつの前提として、「100 か月の育ちビジョン」であったり、子どもの発達の流れなどの知識について、保護者のみならず、すべての大人が理解していく必要があることをしっかりと国としても発信して欲しい。

続いて、保護者への個別の支援における専門職・専門機関との連携について、保育現場や専門機関のそれぞれの専門性を活かすことは重要であるが、それらをコーディネートするのは誰が行うのか、園のなかでそのイニシアティブをとるのは誰なのかという役割分担が重要になってくる。

そして、専門機関との連携において、施設ごとの考え方の違いを感じることが多い。資料には、保育所・認定こども園等が身近な地域子育て相談機関として位置づけられており、こども家庭センターとの密接な連携との記載があるが、まだまだ自治体によっては連携に格差があるのが実情である。専門職・専門機関との連携の大事さは理解するが、それらをコーディネートしつつ、イニシアティブをとれる職員が配置できるのかどうか重要である。

最後に、本委員会にて議論するにあたって委員同士の意見交換の時間があつたほうが、具体的な案が導き出せるのではないかな。また、一つひとつの議題を細切れにせずに関連付けて議論することが必要である。

本年度はこの委員会が最後の予定となっています。次年度以降も引き続き、文部科学省所管の幼児教育 WG と同時進行で開催されますので、動向について注視ください。

資料や詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください（本委員会の動画も公開されています）。

【保育専門委員会（第7回）】

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/hoiku_senmon/07

こども家庭庁ホーム > 会議等 > こども家庭審議会 > 保育専門委員会 > 保育専門委員会（第7回）

◆ 【ご案内】保育士・保育所支援センターをご利用ください！（こども家庭庁）

こども家庭庁より、保育士や潜在保育士、保育士をめざしている学生、保育施設の皆さまに向けた「保育士・保育所支援センター」をの案内チラシが作成されました。

保育士・保育所支援センターは、令和 7 年 10 月 1 日に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）において、保育士及び保育所を対象に就職支援、新規資格取得支援、就業継続支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信の保育人材確保の取り組みを総合的に進めていく機能を担うものとして、都道府県・指定都市・中核市において設置するものとされています。

詳細は別添のチラシをご確認いただくとともに、取り組み内容は各支援センターにより異なるため、お近くの保育士・保育所支援センターにご確認ください。